

ASCONE 科学者委員会 設置規定

1.（設置目的）

設置目的は、事業者等から届出された機能性表示食品の安全性及び機能性に関する科学的エビデンスについて、当会が民間の立場から中立・公正な評価情報を公表することによって、消費者の商品選択の際の情報として活用し役立ててもらおうとともに、事業者の評価の内容を伝えることにより商品改善やさらなる研究の推進に役立てていただくことである。

今後の機能性表示食品制度の健全な発展を促進するために、経験豊かな科学者に協力を仰ぎ、当会理事長のもとに「ASCONE 科学者委員会」（以下「委員会」）を設置する。

2.（組織と構成者の役割）

「委員会」は、委員長、副委員長、評価委員（レビューアー）の構成とし、当会理事長が委嘱する。

委員長は、「委員会」の代表として氏名を公表し、副委員長とともに評価委員による評価を取りまとめる。

副委員長は、「委員会」の副代表として氏名を公表し、委員長を補佐する。

評価委員は、指定された案件について、中立的に評価する。氏名は公表しない。

3.（評価）

「委員会」は、届出の内容が消費者庁ガイドラインに適切に対応しているのかについて評価する。

評価対象案件の企業等と利害関係にある評価委員は、該当案件の評価には参加しない。

4.（事業者への意見照会）

評価の結果、届出内容が消費者庁ガイドラインに対応していないと考えられる場合には「委員会」は理事長に報告し、理事長は当該事業者意見照会の連絡をする。

5.（公表と消費者庁への要請）

公表は、「委員会」からの意見照会とともに事業者からの見解も合わせて公表することを原則とし、適宜、「委員会」名により、ホームページ等で行う。

また、公表内容は消費者庁に伝えて、適切な対応を要請する。

6.（その他）

この規定の改廃は、当会理事会において行うものとする。

平成 27 年 10 月 15 日